

富田林市避難所運営マニュアル

＜新型コロナウイルス感染症対策編＞ （素案）

（令和３年●月修正）

富 田 林 市

目 次

はじめに	1
1 マニュアルの目的	3
2 新型コロナウイルス感染症の概要	6
第Ⅰ部 平時における事前対策	9
1 保健所等との連携	11
2 多様な避難所等の確保	12
3 本感染症において特に配慮が必要な避難者への対応検討	13
4 感染症対策のための物資・資機材の確保	14
5 感染症対策に係る住民等への周知・啓発	15
6 感染症対策のための避難所開設・運営訓練	16
第Ⅱ部 避難所開設・運営	17
1 避難所開設時の感染症対策	19
1-1 開設準備・開設時の対策	19
1-2 避難者受入れ時の対策	22
2 避難所運営時の感染症対策	26
2-1 感染疑いのある避難者が新規発生した場合の措置	26
(1) 感染疑いのある避難者の確認【避難所運営委員会（救護班）】	26
(2) 感染疑いのある避難者の隔離避難等の措置【避難所運営委員会（救護班）】	26
(3) 新型コロナ受診相談センター等への連絡【避難所運営委員会（連絡・調整：総務班、説明：救護班）】 ..	27
(4) 災害対策本部への報告等【避難所運営委員会（総務班）】	27
(5) 避難所閉鎖時の対応【避難所運営委員会（総務班）】	27
2-2 避難者の健康管理【避難所運営委員会（衛生班）】	27
2-3 避難所内の衛生管理【避難所運営委員会（衛生班）】	28
2-4 情報受発信に関する配慮【避難所運営委員会（情報広報班）】	29
2-5 食料・物資受入れ・配給・炊き出し時の配慮【避難所運営委員会（食料・物資班）】	29
2-6 感染防止に配慮した生活ルール策定【避難所運営委員会（総務班）】	30
資料・様式	31
資料1 厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ	32
資料2 大阪府コロナ追跡システム	34
資料3 避難所レイアウトの例（新型コロナ対応）	35
資料4 避難所掲示用チラシ（新型コロナ対応）	40
様式1 避難者名簿	42
様式2 新型コロナ対応の避難者受付チェックシート	43
様式3 発熱者等に対する経過観察記録	44

はじめに

1 マニュアルの目的

(1) 新型コロナウイルス感染症対策編の作成

令和2年春頃から顕在化した新型コロナウイルス感染症については、外出の自粛や店舗等の休業要請等、感染拡大を防止するための様々な対策が実施されてきましたが、その後も、感染の抑制・拡大を繰り返している状況にあり、依然、収束（終息）の見通しが立っていません。治療薬やワクチンが開発されるまでは新型コロナウイルス対応は長期化することが想定されており、今後も「ウイルスとの共存」を前提に社会生活を営んでいく必要があります。

このような中、避難所における感染症対策として、新型コロナウイルス感染症まん延下において大規模な災害が起こった場合には、自宅療養者や濃厚接触者の避難先確保、感染を恐れて避難所へ避難しない方への支援、避難所における3密対策、避難先で咳・発熱等の症状が出た場合の専用スペース確保等、多岐にわたる課題が想定されています。

本マニュアルは、上記のような背景を踏まえ、「富田林市避難所運営マニュアル（基本編）」の別冊として、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底を図りつつ、適切な避難所運営を行うための基本的事項をまとめたものです。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応は未だ確定していない段階にあり、今後の国や大阪府等の動向も見据えながら、状況の変化や新たな知見（避難所開設・運営訓練での成果や課題等）を踏まえて、マニュアル内容の見直しを適宜行うこととします。

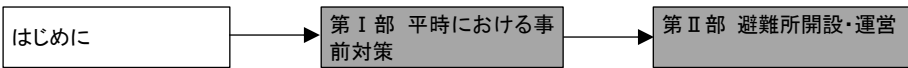
【基本編との併用について】

本マニュアルは新型コロナウイルス感染症防止対策を考慮した適切な避難所運営を行うための基本的事項をまとめたものです。

避難所運営を行うためには別途作成済の「富田林市避難所運営マニュアル（基本編）」を本マニュアルと併せて活用し、避難所運営を行います。

■新型コロナウイルス対応に係る用語・定義

用 語	定 義
自宅療養者	新型コロナウイルス陽性者で保健所が健康観察を行っている者で、定義は以下のとおり。 「対象となるのは、無症状病原体保有者及び軽症患者（軽症者等）の方のうち、感染防止にかかる留意点が遵守できる方であり、次の①～④の重症化の恐れが高い方に該当しない方」 ①高齢者 ②基礎疾患がある方、 ③免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方 ④妊娠している方 （参考：厚労省 令和2年4月2日通知） ※ただし、医師が入院の必要がないと判断した場合であり、基本は宿泊療養とする。
濃厚接触者	新型コロナウイルスの陽性、陰性が判明しておらず、保健所が健康観察を行っている者で、定義は以下のとおり。 「陽性患者（確定例）の感染可能期間（発症2日前）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者」 ①陽性患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者 ②適切な感染防護なしに陽性患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者 ③陽性患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 ④その他：手で触れることのできる距離（目安として1m）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する） （参考：国立感染症研究所 感染症疫学センター、新型コロナウイルス感染症に対する積極的疫学調査実施要領）
発熱者	体温が37.3～37.5度以上（目安）となった者をいう。
体調不良者	様式2「新型コロナ対応の避難者受付チェックシート」の④質問項目のうち、以下の項目に該当した者をいう。 ☐ 風邪の症状や発熱が数日続いている ☐ 強いけだるさ（倦怠感）や息苦しさがある ☐ 激しい咳症状がある ☐ その他、体調が優れない（味覚・嗅覚異常なども含む）
海外渡航者	直近2週間以内に海外の渡航歴のある者をいう。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者をいう。 （災害対策基本法第8条第2項第15号）
一般避難者	上記の自宅療養者、濃厚接触者、発熱者、体調不良者、海外渡航歴者を除く避難者をいう。



用 語	定 義
隔離避難者	上記の自宅療養者、濃厚接触者、発熱者、体調不良者、海外渡航歴者をいう。
3 密	密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）となる場所を指す。

（２）新型コロナウイルス感染症流行下における避難

多くの住民が集まる避難所で感染が拡大することがないように、避難行動の住民周知や避難所内での感染防止対策が求められていますが、避難者の中には、咳・発熱等の症状があり感染症の疑いのある方（発熱者等）や自宅療養者、濃厚接触者の避難が想定されます。

富田林市では、避難所に隔離避難者の専用スペースを確保したうえで、隔離避難者の避難所への受入れを行います。

なお、大規模地震発生時においては、市の職員等は人命救助が優先となるため、避難所への到着が遅れることも想定されます。その場合は、隔離避難者への対応を住民の方々にお願いすることになります。

（３）避難者の受入・運営を行うにあたり

避難所運営は避難者を中心として行うことになりますが、新型コロナウイルス感染症流行下においては、避難所運営の従事者の感染を予防するとともに、感染による重症化リスクを低減することが必要です。

そのため、重症化リスクの高い基礎疾患のある方や高齢者等は、避難者と対面するような感染リスクの高い作業（避難者の検温や受付、誘導など）にはつかないように留意します。

2 新型コロナウイルス感染症の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症の概要

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える方が多いという特徴があります。罹患しても約8割は軽症で経過し、また感染者の8割は人への感染はなく、入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されています。ただし重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高く、特に高齢者や基礎疾患のある方では重症化するリスクが高いことも報告されています。

世界保健機関（WHO）によると、潜伏期は1～14日間とされ、発症にはウイルスに晒されてから一般的に約5～6日とされています。また、感染力を調べた台湾の研究では、発症前から発症直後の時期に最も感染力が高く、発症6日目以降は感染力が大きく低下することが示されています。

（令和2年5月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部基本的対処方針より）

(2) 感染経路と基本的な感染防止方法

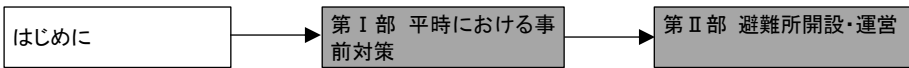
一般的には新型コロナウイルスの感染経路は、飛沫感染と接触感染が考えられ、そのため「三密の回避」、「人と人との距離の確保」、「マスク着用」、「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策が必要とされています。

■ 感染経路

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染すること	→埃の吸引や接触感染を防ぐ目的から、床面への直接の着座、就寝を避けることの検討が必要
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつき、他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染すること	→不特定多数が接触する設備や場所の消毒を検討することが必要

■ 基本的な感染防止方法

個人個人が行うこと	● 頻繁な手洗いの徹底 ● 人と人との接触回避、対人距離（できるだけ2 m、最低1 m）の確保 ● 咳エチケット・マスク着用の徹底
施設で対応すること	● 施設の換気の徹底（2つの窓を同時に開けるなどの対応等も考慮） ● 入口及び施設内に手指の消毒設備（石鹸による手洗い、手指消毒用アルコール等）の設置 ● 不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座の蓋、トイレトペーパーの蓋や水洗レバー杯）の清拭消毒



■新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間

エアロゾル(空気中に漂う微粒子)中	3 時間以上
銅の表面	4 時間まで
厚紙 (段ボール) の表面	24 時間後まで
ステンレススチール表面	48 時間後まで
プラスチック表面	72 時間後まで感染力を維持

第Ⅰ部 平時における事前対策

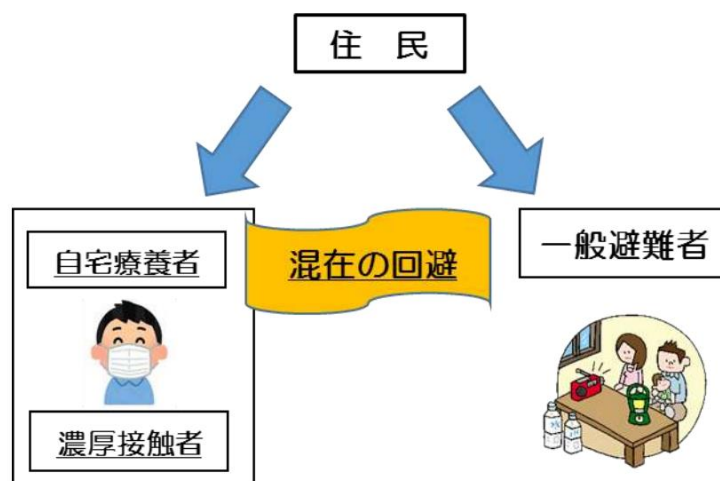
1 保健所等との連携

市の保健部局（健康推進部、保健センター）及び危機管理部局（危機管理室）は、感染症まん延時において適切な対応を迅速に行えるよう、平時より、大阪府富田林保健所等の関係機関と連携体制を構築しておきます。

（１）富田林保健所との連携

感染者情報や専門的知見を有する富田林保健所と密接に連携を図り、避難所における基本的な感染症対策や、隔離避難者の発生を想定した避難所内のゾーニング方法の他、隔離避難者と一般避難者との混在回避対策について、事前に検討・調整しておきます。

■混在回避策の事前検討



（２）その他医療部門との連携体制の確立

避難者の健康状態の確認について、富田林保健所の他、一般社団法人富田林医師会等と連携して以下の項目について事前に検討しておきます。

- 必要に応じて医師の診察を受けられるよう、医師会等と協力体制を構築します。
- 避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図るための保健医療体制を整備します。

2 多様な避難所等の確保

避難所における感染症まん延防止を図るため、隔離避難者及び一般避難者を区分した避難所や避難スペースを確保するとともに、各避難所においても身体的距離を確保し3密を回避するためのスペースが必要となります。

そのため、市は従前より確保している指定避難所に加え、新たな避難所や避難スペースの確保、あるいは親戚や友人の家等、可能な限り多くの避難先を確保することなど、具体的な対応策をあらかじめ検討することが必要です。

(1) 可能な限り多くの避難所の開設

- 各避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の公共施設を臨時の避難所として開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設できるよう、利用可能な施設を抽出しておきます。
- 必要に応じ、市内外のホテルや旅館等、民間施設の活用も検討し、平常時より当該施設（企業・団体等）との協定を締結するなど、協力体制の構築に努めます。

(2) 自宅での待機、親戚や友人の家等への避難の検討

- 避難所が過密状態になることを防ぐため、安全確保が可能な場合には在宅避難や車による避難（車中泊）、さらに可能な場合は、安全が確保できる親戚や友人宅への避難を検討していただくことを住民等に周知します。（市ホームページ、LINE@、とんだばやしメール等による）
- 避難所内での感染を恐れて自宅をはじめ車やテントで避難する人が出ることを想定し、物資の供給等、必要な支援ができるように検討しておきます。

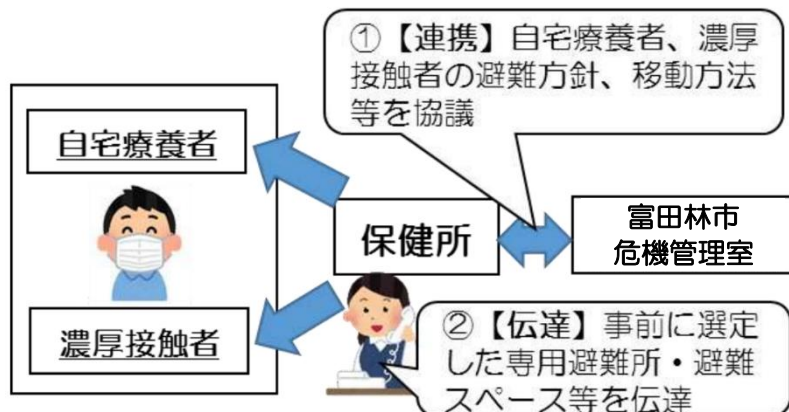
3 本感染症において特に配慮が必要な避難者への対応検討

市は、自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、富田林保健所等と十分に連携し、以下のような適切な対応を事前に検討しておきます。

■避難を検討する対象者

自宅療養者 (陽性者)	● 新型コロナウイルス陽性者については、病院、宿泊療養施設等に入所いただくことを原則としますが、様々な理由により自宅で療養される方の存在も想定されます。このような自宅療養者の対応については、富田林保健所等と連携しながら、災害時の専用避難所や専用スペースを決定しておきます。併せて、一般の避難所に避難されてきた場合のゾーニングも検討しておきます。 ● 上記の専用避難所の情報については、平時から自宅療養者に対し健康観察を行っている保健所が、あらかじめ該当者に周知します。
濃厚接触者	● 濃厚接触者については、病院あるいは宿泊療養施設等に入院・入所する必要はないが、自宅療養者と同様に他者との接触は避けることが原則であるため、富田林保健所等と連携しながら、災害時の専用避難所や専用スペースを決定しておきます。併せて、一般の避難所に避難されてきた場合のゾーニングも検討しておきます。 ● 上記の専用避難所の情報については、平時から濃厚接触者に対し健康観察を行っている保健所が、あらかじめ該当者に周知します。

■自宅療養者等への対応イメージ



なお、上記のとおり、自宅療養者及び濃厚接触者専用の避難所や避難スペースを確保するものの、当該避難所までの移動については、感染拡大防止のために一般の交通機関を利用できないことも想定されます。このため、市は富田林保健所等と連携し、避難形態や複数の専用避難所の確保、避難支援の役割分担、手順及び連絡体制等についても事前に検討しておきます。

4 感染症対策のための物資・資機材の確保

市は通常の災害用備蓄物資に加え、以下に示す感染症防止対策に必要な資材についても、事前に必要数量を確認するとともに、調達・確保しておきます。

■ 感染症防止対策用の備品類の例

個人用防護具（PPE※） ※Personal Protective Equipment	☐ マスク ☐ フェイスシールド ☐ 防護服 ☐ ニトリル手袋
石鹼・薬剤等	☐ 消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等） ☐ 消毒液ポンプ ☐ ポンプ式ハンドソープ ☐ 清掃用の家庭用洗剤 ☐ 次亜塩素酸ナトリウム
タオル・袋等	☐ ペーパータオル ☐ ティッシュペーパー ☐ 除菌用アルコールティッシュ ☐ ラップ・ポリ袋・レジ袋・ジップロック袋 等 ☐ ゴミ袋
居住スペース設営関係	☐ 簡易ベッド ☐ 段ボールベッド ☐ パーテーション
その他	☐ 非接触型体温計 ☐ 蓋つきゴミ箱（足踏み式） ☐ トランシーバー ☐ カラーコーン ☐ テープ（区画線用）

※現在、マスクや消毒液等を危機管理室で随時、購入しております。準備ができた段階で、各避難所へ配備する予定です。

5 感染症対策に係る住民等への周知・啓発

市は、平時より新型コロナウイルス感染症の特徴を正しく理解し、また災害時・避難時に正しく行動していただけるよう、住民等への周知・啓発に努めます。

（１）適切な避難行動の周知

- 避難所の指定状況や新たに開設した避難所については、市ホームページ、LINE@、とんだばやしメール、広報誌、防災行政無線等を活用し住民等に広く周知・徹底します。
- 開設される多様な避難所等の位置や、避難経路に危険な場所が無いかなど、住民等に対しハザードマップや避難情報等で自分の安全を改めて確認するよう啓発します。
- 自宅で安全が確保できる場合（事前にハザードマップ等で確認）は、必ずしも避難所に行く必要がないことを住民等に周知・徹底します。

（２）必要な物資等の持参の啓発

- 避難所では物品が不足することから、非常持出品に加え、マスク、体温計、手洗い洗剤、アルコール消毒薬、台所用洗剤等を可能な限り持参することを協力依頼・啓発します。
- 災害発生時には、可能な限り事前の体温計測を行ってもらうとともに、避難所入場時の受付が円滑に行えるよう、避難前に「新型コロナ対応の避難者受付チェックシート」に各自の健康状態を記入し持参していただくよう併せて啓発します。

⇒ 様式２：新型コロナ対応の避難者受付チェックシート

（３）感染状況確認・追跡アプリの導入促進

- 感染症の拡大防止を図るため、住民等に対し、感染者との接触可能性を確認・追跡できるアプリ（「大阪コロナ追跡システム」、「厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ」等）の登録を促します。

⇒ 資料１：厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ

⇒ 資料２：大阪府コロナ追跡システム

6 感染症対策のための避難所開設・運営訓練

市や自治会、自主防災組織等は、従来の避難所との相違点を実際に確認するなど、感染症対応のための避難所開設訓練を行うことを繰り返し実施します。

- 避難所設営訓練（開設準備、受付・居住スペース等の仮設営等）
- 避難者受入訓練（運営スタッフの防護及び受付対応、避難者の振り分け等）
- 保健・衛生・救護訓練（特に、体調等不良者や濃厚接触者が出た場合の対応）
- 情報発信訓練
- 食料・物資の配布、炊き出し訓練 等

訓練の結果、抽出された課題・教訓等については、その解決策等を明らかにしたうえで、本マニュアルの内容更新時に適宜反映させます。

第Ⅱ部 避難所開設・運営

1 避難所開設時の感染症対策

1-1 開設準備・開設時の対策

避難所運営職員は、担当する避難所へ向かうにあたり、避難所施設の鍵等と併せ、避難者用マスクや消毒液等を災害対策本部で受領します。

避難所の開設にあたっては、避難所運営職員や施設管理者が中心となり、必要に応じて避難者と協力しながら避難者の健康状態を確認できる受付スペースの設置や、発熱・咳等の症状が出た者のための専用スペースを確保するなど、以下の対策を実施します。

(1) 受付の設営（避難者の振り分け等）

避難所（体育館等）の入口付近の屋根のある箇所（屋外）に総合受付を設営します。風雨が激しい場合は避難所入口（屋内）に設営せざるを得ませんが、極力、隔離避難者を避難所内部（一般避難者と同じのスペース）に入場させないように配慮します。

なお、総合受付の設営にあたっては、隔離避難者と一般避難者を振り分けるために、対応する受付場所の表示を分かりやすく掲示するとともに、受付待ちの避難者が身体的距離を確保できるように、テープ等で床に区画線を引いたりカラーコーンを設置するなど、目印を付してあらかじめ準備しておくことが望まれます。

また、総合受付から一定距離を設けた別場所に、濃厚接触者及び発熱者専用の受付を設置します。

※体調不良者や海外渡航者専用のスペースを確保した場合は、専用の受付を設置します。

※自宅療養者は一時滞在のため、受付は設置しません。

⇒ 資料3：避難所レイアウトの例（新型コロナ対応）

(2) 一般避難者の居住スペースの確保

避難所内の居住スペース（一般避難者用）は、家族単位とし、1人あたり3㎡、一世帯（3人）あたり20㎡程度を基本とします。また、出入り口の面については、家族間の間隔を1～2m程度確保し、テープ等を用いてスペースを明示します。

具体的には、3密（密閉・密集・密接）防止や住環境等を考慮のうえ、以下の措置をとります。

- 避難所備品（メジャー、養生テープ、ブルーシート[3m×3m=9㎡、3名分]）を活用して世帯ごとのスペースを確保します。
- 出入口付近は人の往来も多いことから、避難所施設の奥から順に居住スペースを確保します。ただし、車いす使用者等、配慮が必要な場合は、出入口やトイレに比較的近い場所等にスペースを確保することも検討します。

- 居住スペースの割り振りにあたっては、住所（地域コミュニティ）、性別、要配慮の状況等に配慮します。なお、居住スペースの区画ごとに番号を振ると、その後の避難所管理が容易になります。
- 十分な身体的距離を確保できない場合は、従来面積を確保のうえ、飛沫感染防止のため、世帯ごとに少なくとも座位で口元より高いパーテーションを設置します。また、避難所生活が長期にわたる場合も、パーテーションやカーテン等で仕切り、感染防止に加えて、プライバシーの確保にも配慮することが望まれます。
- 必要に応じて、段ボールベッド等も活用します。ただし、数量に限りがあるので、車いす使用者や高齢者等、要配慮者を優先すること。
- どこにどの避難者、特に要配慮者がいるのかなど、避難所内の状況がわかるよう、見取り図や一覧図、動線を表示した案内看板等を設置することが望まれます。

⇒ 資料３：避難所レイアウトの例（新型コロナ対応）

（３）隔離避難者の専用スペースの確保、動線の分離設定

避難所内で専用スペースを設け、隔離避難者が行動するゾーン及び動線分けを行い、他の一般避難者と接触することが無いように配慮します。この際、例えば学校を避難所として使用する場合は、使用していない空き教室等を含む学校全体のスペースに拡大できないかなど、専用スペースの確保に努めるとともに、同一スペース内でのパーテーションや間仕切り、簡易テント、段ボールベッド等の使用についても検討します。

※体調不良者や海外渡航者については、可能な限り専用のスペースを確保します。

※体調不良者や海外渡航者の専用スペースの確保が困難な場合には、体調不良者は発熱者、海外渡航者は濃厚接触者と同じスペースに隔離します。

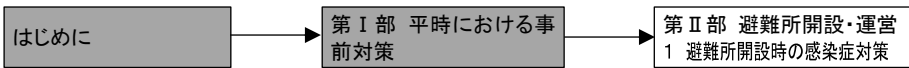
⇒ 資料３：避難所レイアウトの例（新型コロナ対応）

（４）衛生環境維持のための備品等の準備

- 避難所の出入口、トイレ出入口前、調理場所、食事スペース等には手指消毒液を設置し、消毒を促します。また、洗面所に石鹸、ハンドソープ等を設置するとともに、可能な限り手指消毒前に手洗いも併せて行うよう促します。
- 可能な限り、入口扉やドアノブ等、不特定多数の人が触れる場所は開設前に消毒を行い、開設後も定期的に消毒を行います（消毒は、次亜塩素酸水やアルコール消毒液、キッチンペーパー等を活用して行います）。なお、他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最小限にするよう配慮します。

（５）感染症対策を周知するチラシ等の掲示

- 避難所内の各所（出入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）に、手指衛生、咳エチケット及び３密回避等、感染症対策を呼びかけるチラシ・ポスター等を掲示します。



- 「大阪コロナ追跡システム」のQRコード、「厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA」の掲示物を掲示し、避難者に周知するとともに、避難所運営に係るスタッフも避難所開設前に事前登録を行っておきます。

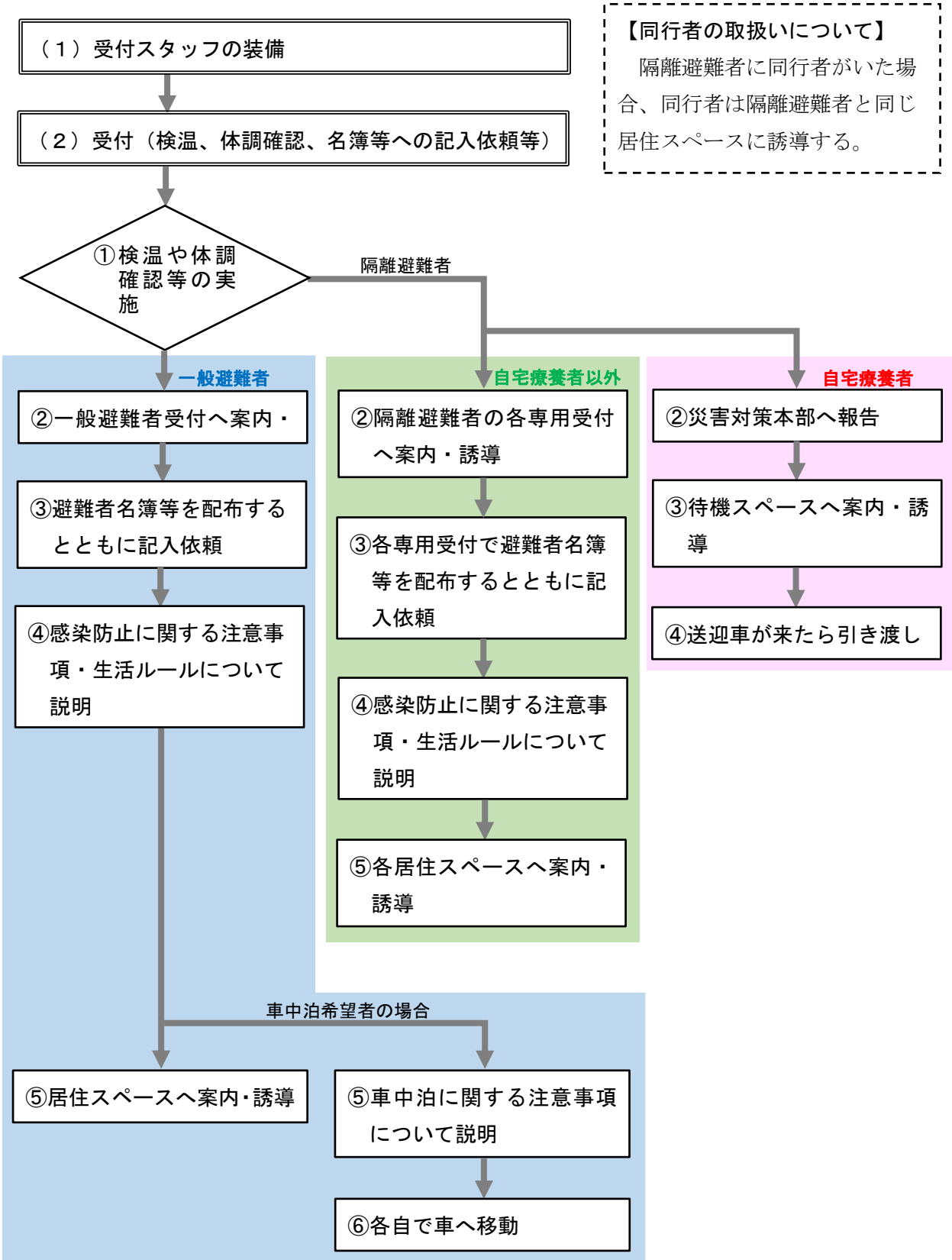
⇒ 資料１：厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ

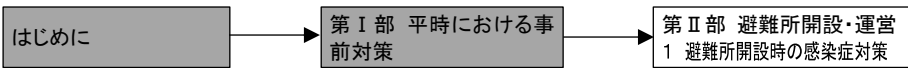
⇒ 資料２：大阪府コロナ追跡システム

⇒ 資料４：避難所掲示用チラシ（新型コロナ対応）

1－2 避難者受入れ時の対策

■避難者受入れのフロー





避難者の受入れにあたっては、避難所運営職員や施設管理者が中心となり、必要に応じて避難者と協力しながら受付での検温や居住スペースへの誘導など、以下の対策を実施します。

(1) 受付スタッフの装備

受付スタッフは、フェイスシールドとマスクを装着することとし、念のため、ニトリル手袋も着用します。

なお、避難所運営に係る全スタッフは、あらかじめ、感染を防ぐための個人用防護具の正しい着脱方法を習熟しておくことが望まれます。

(2) 受付（検温、体調確認、名簿等への記入依頼等）

総合受付では、以下の手順で入場手続きを行うこととし、一連の手続きが滞りなく行えるよう、あらかじめ総合受付前に手順を掲示して、避難者に周知させます。

なお、受付待ちの避難者が密にならないよう、カラーコーン等を使用し、一定間隔を空けて並んでもらうよう周知します。

① まず検温を行い、口頭で体調の確認を行います。

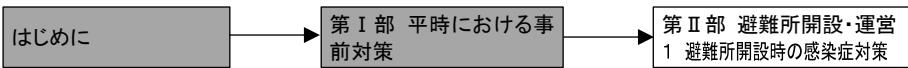
- ・様式2「新型コロナ対応の避難者受付チェックシート」を使って発熱、咳、くしゃみ等の症状がないか聞き取りを行います。なお、あらかじめ記入した「新型コロナ対応の避難者受付チェックシート」を持参した避難者については、その記入内容を確認します。
- ・接触型の体温計を使用する場合は、感染防止のため毎回消毒するよう留意します。

※この時点で以下の「新型コロナ対応の避難者受付チェックシート」チェック項目に該当する者等の扱いは下表を参照

■「新型コロナ対応の避難者受付チェックシート」のチェック項目

質問項目	該当者の扱い	
検温した体温が 37.3～37.5 度以上である	次頁（3）参照	発熱者
風邪の症状や発熱が数日間続いている	〃	体調不良者
強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある	〃	〃
激しい咳症状がある	〃	〃
新型コロナウイルス陽性者と判定を受け経過観察中である	次頁（4）参照	自宅療養者
新型コロナウイルス陽性者と濃厚接触したことがあり、保健所の経過観察が終わっていない	〃	濃厚接触者
直近2週間以内に海外への渡航歴がある	次頁（3）参照	海外渡航者
その他、体調が優れない（味覚・嗅覚異常などがある）	〃	体調不良者

② 特に体調に問題のない避難者については、一般避難者受付へ案内・誘導します。



③ 一般者避難者受付で次の用紙等を手渡すとともに、記入等を依頼します。

■受付時の配布物

避難者名簿	世帯に1枚	居住スペースに移動後、各自で各用紙に記入し、その後、世帯でまとめて受付へ提出してもらう。
新型コロナ対応の避難者受付チェックシート	1人に1枚	
筆記用具		使用后回収、できれば後で消毒する。
ゴミ袋	世帯に1枚	世帯で出たゴミは、このゴミ袋に入れて、各世帯で管理をお願いし、避難所閉鎖後は原則、持ち帰ってもらう。

⇒ 様式1：避難者名簿

⇒ 様式2：新型コロナ対応の避難者受付チェックシート

④ 避難所内での感染防止に関する注意事項・生活ルールについて説明します（詳細についてはP30、2－6参照）。

⑤ 手指消毒を行ってから、指定された居住スペースへ案内・誘導します。

（3）発熱者、体調不良者、海外渡航者の扱い

- 発熱者や体調不良者、海外渡航者については、総合受付から一定距離を設けた別場所に設置する専用の受付で入場手続きを行います。
- 受付にあたり、担当職員は、念のため防護服を着用して受付を行います。
- 避難者名簿への記入・登録後、専用の居住スペースに案内します。
- 同行者がいた場合は、症状がなくても同じ居住スペースに案内します。

（4）自宅療養者、濃厚接触者の扱い

- 自宅療養者（陽性者）、濃厚接触者（いずれも避難所受入れ前の段階で判明している者）については、保健所が毎日、健康観察を電話で行っており、その際に、もし避難所へ避難する場合は、避難所受付で自宅療養者、濃厚接触者であることを申し出ることを説明しています。
- 自宅療養者については、府が医療機関やホテルへの搬送を業者に委託しており、保健所から委託業者へ連絡して、委託業者が避難所まで迎えに来ることとなっています。したがって、自宅療養者が避難してきた場合は、必ず災害対策本部へ報告してください。災害対策本部から保健所へ連絡します。なお、委託業者が迎えに来るまで、自宅療養者のために設ける専用のスペースでの待機を依頼します。
- 濃厚接触者については、まだ感染者ではないので、自宅療養者と同じ対応はできないとのことなので、隔離避難が必要となります。また、総合受付から一定距離を設けた別場所に設置する専用の受付で入場手続きを行います。
- 同行者がいた場合は、症状がなくても同じ居住スペースに案内します。

（５）車中泊希望者の扱い

避難所が密になることを避けるため、車中泊を希望する避難者が増加することも想定されますが、このような車中泊希望者についても、総合受付で同様の手続きを行ってもらいます。なお、当該避難者に対しては、以下の措置をとります。

- 「避難者名簿」の車中泊の有無の欄に記載してもらうとともに、車両ナンバー等を備考欄に控えます。
- トイレ・洗面等は避難所内の施設を使用してもらうこと、食料・物資の供給方法、情報提供の方法、その他留意事項について説明します。
- エコノミークラス症候群や熱中症等について、注意喚起（適度な運動や水分補給、車内換気の実施等）を行います。
- 駐車する際、車同士の間隔を十分開けるように説明します。

（６）受付終了後の対応

- 避難者の受付（入場）が一段落した段階以降においては、むやみに外来者（マスコミ等）が出入りすることがないように、入口の管理を厳正にします。

2 避難所運営時の感染症対策

避難所運営委員会は、避難所運営時に感染症の疑いのある避難者が新規発生した場合は、避難者の隔離避難を行うなど、以下の対策を実施します。

2-1 感染疑いのある避難者が新規発生した場合の措置

(1) 感染疑いのある避難者の確認【避難所運営委員会（救護班）】

一般避難者の居住スペース内で、以下の症状の避難者を確認した場合は、具体的な症状を聞き取ったうえで、早急に次項（2）～（4）に示す措置を講じます。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方（注）で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の方で発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤等を飲み続けなければならない方も同様）や味覚・嗅覚異常の症状がある場合

注）高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）がある方や、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(2) 感染疑いのある避難者の隔離避難等の措置【避難所運営委員会（救護班）】

上記の感染疑いのある避難者を確認した場合、避難所運営職員（避難所運営職員がいない場合は避難所運営委員会）（以下「運営職員等」という。）は、直ちに発熱がある避難者については発熱者用の専用スペース、それ以外の避難者については体調不良者用の専用スペース（無い場合は発熱者用の専用スペース）へ誘導・隔離します。隔離避難にあたっては、以下の点に留意します。

- 専用スペースへの動線は、一般避難者の動線と分離するとともに、専用トイレ等の設定についても検討します。なお、隔離避難用の専用トイレについては、ハイター等を使用して清掃を行います。
- 専用スペースへ案内する運営職員等（若年者が望ましい）は、備品として用意しているマスク、フェイスシールド、ニトリル手袋、防護服を着用するとともに、移動の際は、手指消毒液、ゴミ袋、トランシーバーを持参します。
- 手指消毒液は、専用スペース前に配置します。
- 当該避難者に対し、専用スペースからの出入りは最低限にとどめてもらうよう依頼します。
- トランシーバーは、専用スペースから運営職員等に用事がある場合に備えて当該避難者に渡し、操作方法を説明するとともに、導通確認を当該避難者とともに行っておきます。また、用事があって運営職員等が当該避難者と接触する場合は、その都度、防護服等は

新しいものを使用することとします。ただし、フェイスシールドは数量に限りがあるので、可能な範囲で消毒し、再利用すること。

- ゴミ袋は、運営委員等が専用スペースから戻る際に、屋外で防護服、マスク、ニトリル手袋を脱いで、ゴミ袋に入れて袋をしばって1箇所に集めておきます。避難所閉鎖の際は、忘れず持ち帰ること。
- 専用スペースを使用した場合は、施設管理者（学校長等）に隔離避難を行ったことを報告します。
- これまで当該避難者が使用していた部屋や動線等は、隔離避難後、防護服、フェイスシールド等を着用の上で消毒を行うとともに、可能であれば3日間程度、当該エリアの使用を控えてもらうよう施設管理者へ依頼します。
- 隔離避難を行った場合は、濃厚接触者を後追いできるよう、隔離避難した避難者が居住する部屋・スペース等の情報を避難者名簿にも記録することとします。

（３）新型コロナ受診相談センター等への連絡

【避難所運営委員会（連絡・調整：総務班、説明：救護班）】

感染疑いのある対象者が新たに発生した場合は、新型コロナ受診相談センター（24時間対応、06-7166-9911）へ連絡し、検査等の調整を行います。

また、当該避難者に対しても、新型コロナ受診相談センターの連絡先等を記載された用紙を渡し、体調が悪化した場合は、原則、避難者自身で相談センターへ連絡を行ってもらうこと（個人情報等を質問されるはずなので）を説明します。

なお、医療機関へ引き継ぐときに健康状態を確実に伝達できるよう、あらかじめ避難者自身に経過観察記録をつけさせることが望まれます。

⇒ 様式3：発熱者等に対する経過観察記録

（４）災害対策本部への報告等【避難所運営委員会（総務班）】

隔離避難者が新規発生した場合は、その旨を災害対策本部へ報告するとともに、その後の定期報告においても、隔離避難者の状況を併せて報告することとします。

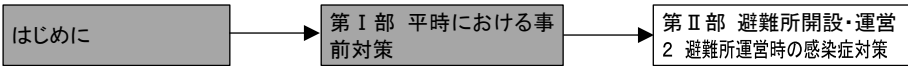
報告にあたっては、プライバシー保護の観点から、他の避難者に聞こえない場所で報告を行うなど、感染疑いのある対象者に関する個人情報の取扱いには十分注意することとします。

（５）避難所閉鎖時の対応【避難所運営委員会（総務班）】

避難所を閉鎖する際は、当該施設から借用した備品の返却、掲示物の撤去、各備品類の片付けとともに、濃厚接触者・発熱者等が使用した物品（トランシーバーや消毒液ポンプ等）は消毒し、他の備品と分けてゴミ袋等に密封します。

また、使用した防護服等も密封して、すべてを災害対策本部へ持ち帰ります。特に避難者名簿等、個人情報は忘れず持ち帰ること。

2-2 避難者の健康管理【避難所運営委員会（衛生班）】



- 避難者に対しては、手が汚れた時、外出から戻った時、多くの人が触れたと思われる場所を触った時など、こまめに手洗い・手指消毒するよう周知します。また、咳エチケット等、基本的な対策について周知・徹底するとともに、手洗い時は、タオルの共用は避けるよう周知します。
- 毎日検温や体調確認を行い、発熱等の症状があった場合は直ちに申し出るよう周知します。

⇒ 様式 3：発熱者等に対する経過観察記録

- ソーシャル・ディスタンス維持のため、通常よりも避難者は孤独に陥りがちになることが想定されるため、相談窓口を開設するなど、心のケアにも十分配慮することが望めます。
- 避難所から帰宅して自宅で生活する被災者には、今後、体調不良等が起こった場合は、災害対策本部へ電話連絡もらうよう依頼をしておきます。

2-3 避難所内の衛生管理【避難所運営委員会（衛生班）】

（１）居住スペースの定期的な換気

避難所内の居住スペースは、定期的（30分に1回以上）に換気するよう努めます。
また、室内換気等にあたっては、以下の点に留意します。

- 天候や季節にもよりますが、可能な範囲で出入口等は常時開けておくようにします。
- 効率的に室内を換気するため、対角方向の窓の開放を検討します。また、扇風機等を用いる場合は、避難所内部から屋外に向けた方向に置き、内部の換気を促すように工夫します。
- 持参しているジュラルミンケース内に蚊取り線香（ライターも）が入っているので、場合によっては出入口付近等で使用します。

（２）共用スペース等の定期的な清掃・消毒

共用スペース等は可能なかぎり、定期的に消毒するよう努めます。

- 複数の人の手が触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ、水道の蛇口等）は、適宜消毒します。また手や口が触れるようなもの（コップ、箸等）は、適切に洗浄消毒するなど、特段の対応を図るよう留意します。
- 清掃については、施設内は市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて行います。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が 0.05%（製品の濃度が 6% の場合、水 3 L に液を 25 ml）になるように調製しておくことが望めます。

参考：「厚生労働省HP、新型コロナウイルスQ&A」

（３）その他の衛生管理

その他、避難所内の衛生環境を維持するため、以下の点に留意します。

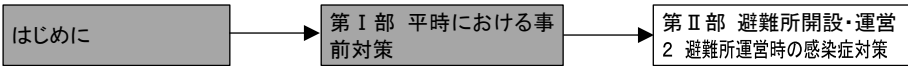
- 蓋のあるトイレでは、必ず蓋を閉めてから流すよう周知します。
- ゴミは、ビニール袋で密閉して処理するようにします。隔離避難者の専用スペースから発生するウイルスが付着している可能性が高いゴミ（使用済のマスク、ティッシュ、手袋等）については、ゴミ袋を二重にし、袋の外側をアルコール等で拭き取るなど、特に慎重に取り扱います。
- 避難所内は土足厳禁とし、脱いだ靴を持ち込む場合は、用意しておいたビニール袋に個人別に靴を入れることとします。上履きについては、避難者が持参し、各自で管理してもらうことを奨励します。
- 車いす等の車輪は適宜消毒します。

2-4 情報受発信に関する配慮【避難所運営委員会（情報広報班）】

- 災害情報のみならず、感染症情報等についても丁寧かつ最新の情報提供に努めることとします。
- 感染症に対する偏見・差別を阻止するため、発熱等の症状のある者や濃厚接触者等、感染疑いのある対象者に関する個人情報の取扱いには十分注意することとします。
- 避難者との個別の連絡（情報伝達）等については、電話やSNS等を活用し、運営事務所への往来は極力減らすよう工夫します。

2-5 食料・物資受入れ・配給・炊き出し時の配慮【避難所運営委員会（食料・物資班）】

- 食事時間をずらすことや対面での食事や会話を控えるなど、食事時の3密回避対策を実施します。
- 食品、物資の手渡しは厳禁とします。可能な限り個包装の製品を準備します。
- 受け取り時は、密にならないよう間隔を空けて並ぶよう指導・周知します。また、避難者が一斉に取りに来ないようにエリア毎に配布するなど、配給方法を工夫します。
- 炊き出しをする場合は、調理スタッフは、調理前の手指衛生（手洗いまたは手指消毒）を徹底するとともに、マスク・衛生手袋の着用を必須とします。また、作業台や配膳箱等も事前に消毒します。



2-6 感染防止に配慮した生活ルール策定【避難所運営委員会（総務班）】

感染防止に関する注意事項や生活ルールについては、避難所への入場（受付）時に説明する他、避難所内の各所（出入口付近、掲示板等）にチラシ・ポスター等を常時掲示して避難者への周知・徹底を図ります。

- 避難所内は、マスク着用を原則とする。
- 3密（密閉・密集・密接）の回避に努める（定期的な換気、身体的距離の確保、近距離での会話や発声は最低限で）。
- こまめな手洗い・手指消毒、咳エチケットを励行する。
- 定期的（朝夕）に検温や体調チェックを行い、体調不良の場合は、直ちに避難所運営者に申し出る。

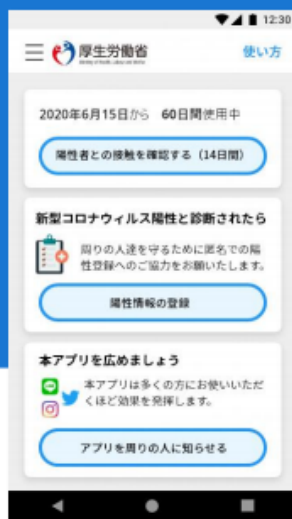
⇒ 資料4：避難所掲示用チラシ（新型コロナ対応）

資料・様式

資料 1 厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。



*画面イメージ

厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る
ことができる、スマートフォンのアプリです

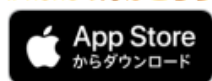
- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはありません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

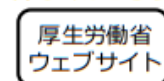
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



新型コロナウイルス接触確認アプリ 利用者向けQ & A

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にのみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはない、記録することはありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、受診・相談センター等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にいただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、受診・相談センターなどの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報をいただくこともありません。

資料2 大阪府コロナ追跡システム



大阪府コロナ追跡システムご協力をお願い

■大阪府コロナ追跡システムとは

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことが目的
- ・施設等の利用の際にQRコードからあなたの メールアドレスを登録
- ・あなたが登録した日と同じ日に同じ施設を利用された方に感染が確認された場合、注意喚起のメールを送信
- ・ご自身に感染が判明した場合は、登録したメールアドレスと発症日等のご連絡をお願いいたします。登録した施設等の利用者に注意喚起メールが発信されます。

市立第三中学校避難所



登録確認メールが届かない場合は登録できていない可能性があります。

お手数ですが再度ご登録をお願いいたします。

なお、大阪府のメールは、「@smartcity-osaka.jp」から届きます。ドメインによる受信制限等をされている方は解除をお願いします。

■登録の方法登録は3ステップです。

1. スマートフォン等でQRコードを読み取る。
2. 入力フォームにメールアドレスを入力する。
3. 登録確認メールが届く。

■ご注意ください

- ◆入力が必要な事項は メールアドレスのみ です。
- ◆同じ場所であっても、訪問するたびに読み込んで登録してください。

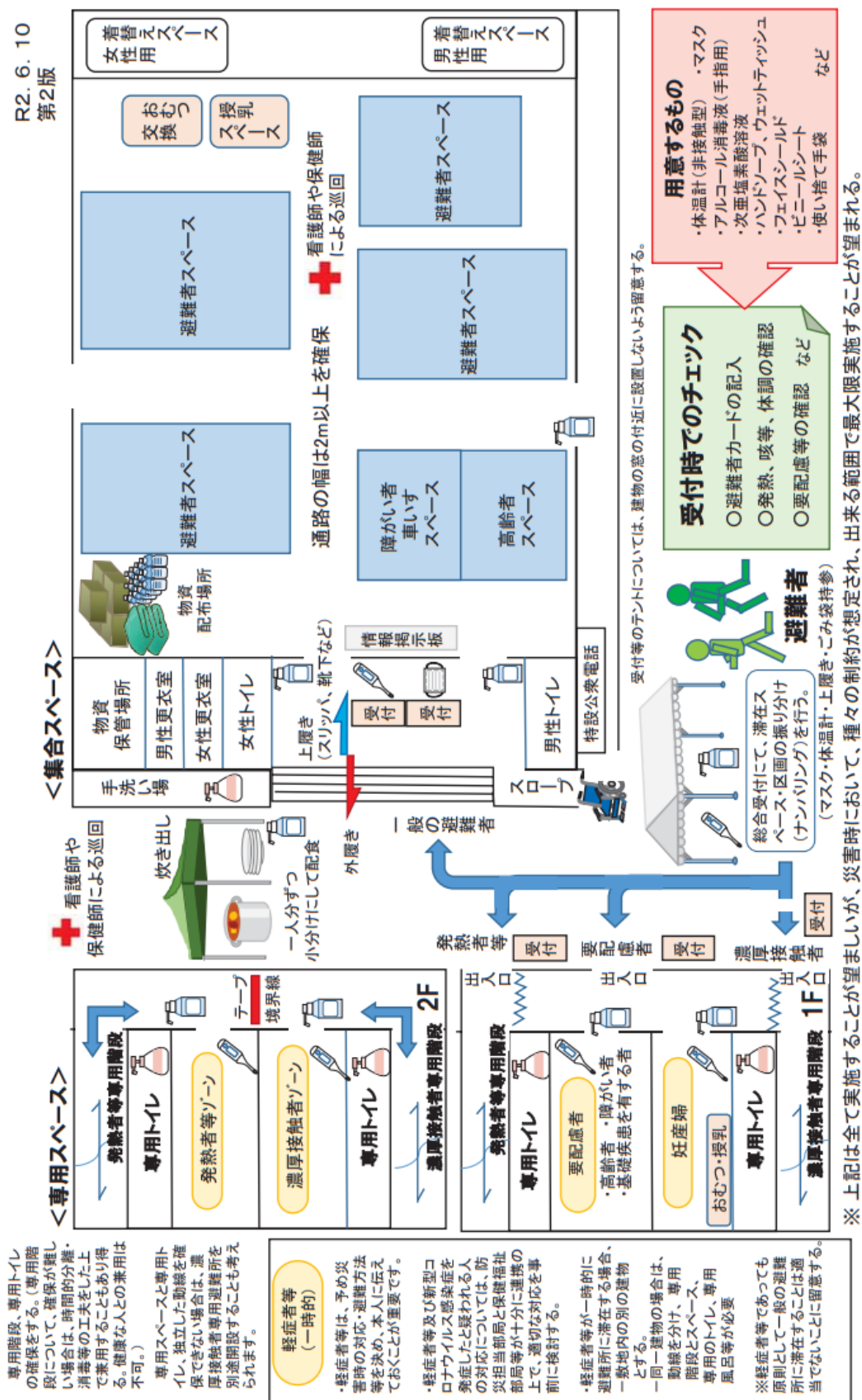
■大阪府コロナ追跡システムコールセンター

開設時間：平日 午前9時から午後6時まで

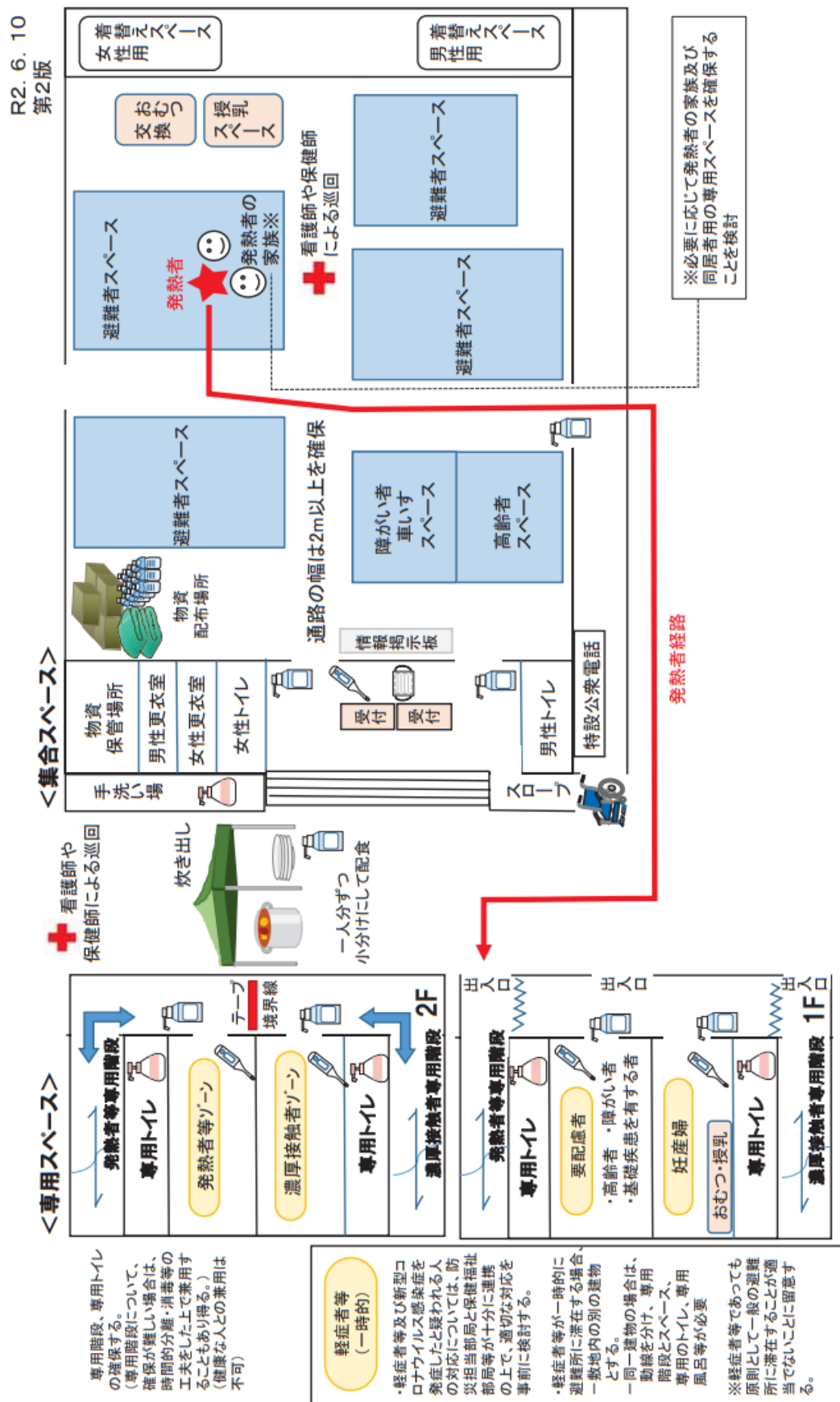
電話番号：06-4397-3354

ファクシミリ：06-6944-6207

資料3 避難所レイアウトの例（新型コロナ対応）

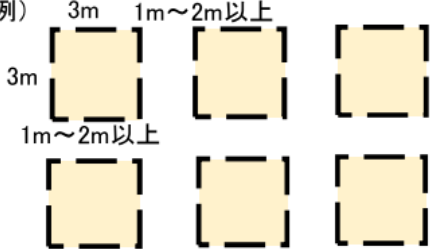
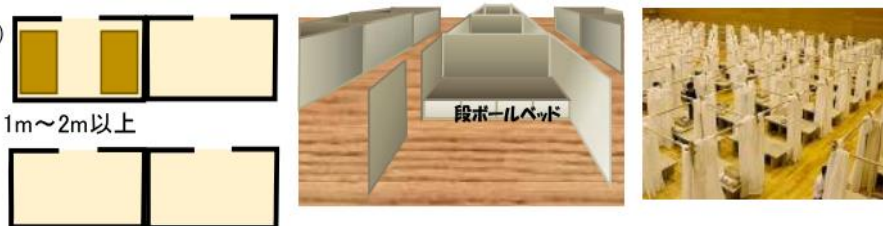


(2) 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト例（避難者受付以降）



(3) 一般避難者（健康な者）の避難所居住スペースのレイアウト例

- 体育館のような広い空間において、健康な者が居住するスペースとしては、以下のような方法（レイアウト等）が考えられる。なお、感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーテーションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者、基礎疾患を有する者、障がい者、妊産婦等が居住する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

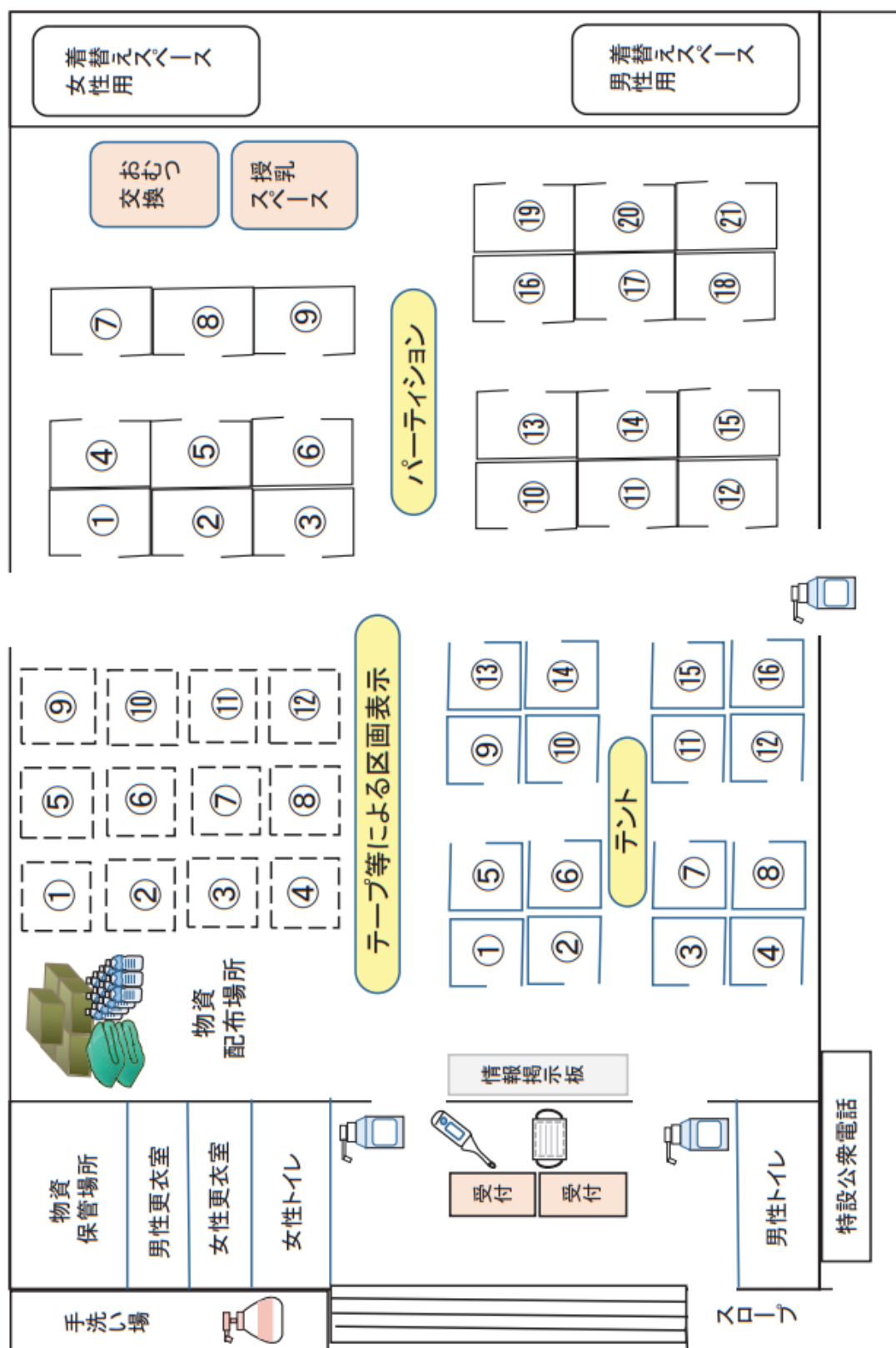
テープ等による区画表示	(例)  ○一 가족が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する ○家族間の距離を1m以上あける ※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある
パーテーションを利用した場合	○飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーテーションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。 (例) 
テントを利用した場合	(例)  ○テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要 

※人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人との距離が1m以下となる区域に入る人はマスクを着用する。

※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において種々の制約が想定される中で、できる範囲で最大限実施することが望まれる。

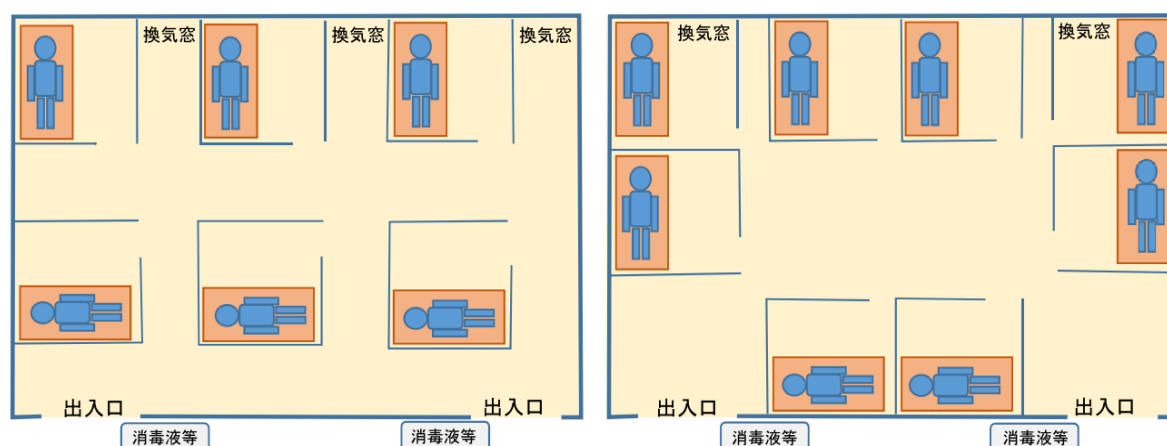
- テープ等による区画表示や、パーテーション・テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画に居住しているかわかるように管理する。



(4) 発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用の避難所居住スペースのレイアウト例

- 発熱・咳等の症状がある者及び濃厚接触者は、それぞれ一般避難者とはゾーン・動線を分けること。
- 発熱・咳等の症状がある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれの専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーテーションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする（発熱・咳等の症状がある者より優先して、個室管理とする）。難しい場合はそれぞれの専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーテーションで区切るなどの工夫をする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。

(レイアウトの例)



※飛沫感染を防止するため、少なくとも座位で口元より高いパーテーションとし、プライバシーを確保できる高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、あらかじめ災害時の対応、避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防及び医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況をふまえ、防災関係部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者、基礎疾患を有する者、障がい者、妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※発熱・咳等の症状がある者及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において種々の制約が想定される中で、できる範囲で最大限実施することが望まれる。

資料 4 避難所掲示用チラシ（新型コロナ対応）

（受付掲示用）

避難されてきた皆さんへ

□避難所に入るとき



- 受付で「避難者名簿」と「避難者受付チェックシート」に必要事項を記入してください。また、体温計をお持ちの方は検温してください。手指消毒もお願いします。体温計のない人は貸出しますので、申し出てください。



- 体調不良の場合は、受付担当者に申し出てください。
- 避難所担当者による発熱等の確認完了後、職員の指示で順番に避難所に入ってください。
- 避難所内では、マスクを着用してください。マスクをお持ちでない場合は、避難所担当者に申し出てください。



□密を避ける

- 避難所は限られたスペースですので、どうしても「密」が起こりやすいです。親戚や友人宅に避難することも検討してください。
- 車中泊を行う場合は、エコノミークラス症候群や熱中症などに注意してください。



避難所生活でのお願い

□ 3密を避ける

密閉空間	密集場所	密接場面
換気の悪い	多数が集まる	間近で会話や発声
・ 30分に1度は換気を行う。	・ 避難者同士の距離を保つ	・ 近距離での会話や発声は最低限で

□ 手洗い、咳エチケットの励行

- 避難所内では必ずマスクを着用してください。マスクのない場合は、布やハンカチなどで口や鼻を覆ってください。また咳エチケットも併せてお願いします。
- こまめに手洗いを行い、食事前やトイレ後は必ず手洗い、手指消毒を行ってください。

□ 衛生、健康管理

- ふたのあるトイレは、ふたをしてから流してください。
- 定期的に検温を行ってください。
- 体調不良の場合は、避難所運営者に申し出てください。

様式 1 避難者名簿

避難者名簿（世帯単位）

No.

避難所

※世帯員全員をご記入ください。

入所年月日	年	月	日	避難場所区分 ※該当区分に○	避難所内	車中内
氏名（ふりがな）	年齢	性別	続柄	①避難	②安否	③職業等
代表						
ご家族						
住所／電話番号	〒 - TEL (- -)					
家屋の被害状況 (該当箇所)に○	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通					
連絡先	〒 - TEL (- -) 氏名： 代表者との関係：					
配慮事項 (安心携帯カードの転記等)	※ご家族の中に病気や食事制限などの特別な配慮を必要とする方がいる等の注意点を ご記入ください。					
安否問合せ (情報を提供してよろしいか)	①すべて不可 ②家族のみ可 ③すべて可 ※注意事項等 ()					
退所年月日・退所先	退出日： 年 月 日 〒 - TEL (- -)					
ペットの有無	有 ・ 無 ※有の場合は下記の欄にご記入願います。 種類： 匹数：					
備 考	※食物アレルギーをお持ちの方がおられる場合は詳細をご記入ください。					

①避難欄→当該避難所に避難済みの場合は○
②安否欄→未避難の家族に対して連絡が取れている場合は○
③職業等欄→資格免許等、特技を保有している場合も記入してください。

※1：内容に変更がある場合は、速やかに施設管理班に申し出てください。

※2：本名簿は避難所運営目的以外には、本人の許可なく使用しません。

代筆者： _____

様式2 新型コロナ対応の避難者受付チェックシート

新型コロナ対応の避難者受付チェックシート

※避難者名簿と併せて使用すること

避難所

①記入日	年 月 日	②氏名	
③体温	度		

④質問項目	
☐	風邪の症状や発熱が数日間続いている
☐	強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある
☐	激しい咳症状がある
☐	基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）がある
☐	新型コロナウイルス陽性者と判定を受け、経過観察中である
☐	新型コロナウイルス陽性者と濃厚接触者としてがあり保健所の経過観察が終わっていない
☐	直近2週間以内で海外の渡航歴がある
☐	その他、体調が優れない（味覚・嗅覚異常なども含む）
⑤その他、備考	

※上記いずれかに該当する場合は、すぐに避難所職員に申し出てください。

様式3 発熱者等に対する経過観察記録

発熱者等に対する経過観察記録（一例）

ふりがな		※その他（持病・服薬・アレルギーなど）				
氏名		(歳) (男・女)				

	／ (月)	／ (火)	／ (水)	／ (木)	／ (金)
体温※ (できるだけ同じ時間に測ってください。) (症状がひどくなくなった時にも測ってください。)	朝 (時 分) (°C)	朝 (時 分) (°C)	朝 (時 分) (°C)	朝 (時 分) (°C)	朝 (時 分) (°C)
	夕 (時 分) (°C)	夕 (時 分) (°C)	夕 (時 分) (°C)	夕 (時 分) (°C)	夕 (時 分) (°C)
症状	1. 息苦しさ（呼吸困難）	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()
	2. 強いだるさ（倦怠感）	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()
	3. 高熱	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()
	4. 激しい咳	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()
	嘔吐や吐き気	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()
	腹痛、下痢	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()
	血便	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()
発疹	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	はい・いいえ 症状の番号 ()	
その他の症状					